

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	本庁機関等の再編について	1
II	「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（案）」について	2
III	教職員による不祥事防止の取組について	4
IV	新まなびや計画の取組状況等について	8
V	神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定案について	11
VI	インクルーシブ教育の推進について	13
VII	令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画（案）について	14
VIII	特別支援教育の推進について	16
IX	民俗芸能記録保存調査について	18

Ⅱ 「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（案）」について

1 策定趣旨

障害者雇用促進法により、国及び地方公共団体において、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされており、現行の計画期間が終了するため、「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定する。

2 これまでの経過

令和6年12月10日 文教常任委員会に素案を報告

12月20日 素案に対する県民意見募集（～令和7年1月20日）

3 県民意見募集

(1) 実施期間

令和6年12月20日～令和7年1月20日

(2) 実施方法

県機関での配架、県ホームページ、県のたよりへの掲載、関係機関への情報提供（県教育委員会各所属、市町村教育委員会）

(3) 実施結果

ア 意見の件数 3件

イ 意見の内容

○ 障害当事者が自所属以外の場所で相談できる必要があるのではないか。

（計画に記載はないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見）

○ 心理的虐待等考えられる虐待についても雇用側としては定期的に学ぶ機会を持ってほしい。

（今後の施策運営の参考とする意見）

○ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」（厚生労働省）等の活用について記載があるが、知的障害者についてはどのような取り組みを考えているか。県独自での取り組みや、障害種別での取り組みはないのか。

（今後の施策運営の参考とする意見）

4 素案からの変更点

- 知事部局の実施した県民意見募集における意見を踏まえ、過去5年間の実雇用率の推移を参考に掲載（参考資料1 4ページ）
- 障害のある職員を対象とした経年アンケートの結果を追加（参考資料1 6～9ページ）
- 障害理解の促進に関する取組として、「障害当事者の経験談等を聞く機会」を追記（参考資料1 13ページ）

5 今後の予定

令和7年3月 教育委員会に「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（案）」を付議
「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」の策定

Ⅲ 教職員による不祥事防止の取組について

1 懲戒処分の状況等（令和7年1月末現在）

(1) 過去5年の懲戒処分事案の推移

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
懲戒処分 件数	8	18	9	11	9
うち性暴力 等事案	4	11	4	8	5

(2) 令和6年度の懲戒処分の状況

ア 性犯罪・性暴力等

	処分日	処分	区分	職	内容
1	8.27	免職	中学校	教諭	自校女子生徒への児童生徒性暴力等
2	12.25	免職	高校	教諭	盗撮
3	12.25	免職	小学校	非常勤講師	自校女子生徒への児童生徒性暴力等
4	12.25	免職	中学校	教諭	自校女子生徒への児童生徒性暴力等

イ その他

	処分日	処分	区分	職	内容
1	8.27	減給1月	中学校	総括教諭	不適切な成績処理
2	12.25	減給6月	中学校	教諭	学校事故（部活動中）
3	12.25	減給6月	小学校	総括教諭	学校事故（授業中）
4	12.25	減給1月	小学校	教諭	交通事故

2 従来施策の効果検証

(1) 概要

令和3年度より実施している「わいせつ事案防止対策有識者会議」の提言に基づく取組を中心とした従来の不祥事防止対策に係る効果検証を実施した。

(2) 実施内容

ア 過去10年間の懲戒処分事案の傾向分析

平成26年度から令和5年度までの懲戒処分事案（性暴力等事案）の加害教職員の年代や職員歴、被害生徒との関係性などを整理し、傾向分析を実施した。

<主な分析結果>

- 年代としては20～30代、職員歴としては採用5年以内の教職員が加害者となるケースが多い。
- 性暴力等事案の半数以上は自校生徒等が被害者となった事案であった。
- 加害教職員は、児童・生徒とSNS等で生徒指導等を理由にやり取りをし、その後、恋愛感情に発展するケースが多い。

イ 他団体への不祥事防止の取組状況調査

他の都道府県、私立学校等に対し、性犯罪・性暴力等の不祥事防止の取組状況等について、調査・聴き取りを実施した。

<調査結果>

各団体とも、不祥事防止の取組は、研修・相談窓口の設置・SNSの禁止・臨床心理士等の有識者と連携した取組など、ほぼ共通の取組を推進していた。

ウ 県立学校長・教職員等向けアンケート調査

県立学校長、一般教職員等に県の取組の認知度や必要と考える取組等に係るアンケート調査を実施した。

<主な調査結果>

- SNSの禁止等のルールの認知度は高い一方で、不祥事防止取組方針の認知度が低い。
- 不祥事防止の効果的な取組等として「具体例を踏まえた短時間での研修」や「風通しの良い職場づくり」を求める意見が多い。

エ 有識者への意見聴取

効果検証の結果について、学校運営等に知見のある大学教授、性犯罪防止に取り組むNPO法人理事長等の有識者に意見聴取を行った。

<主な有識者意見>

- 資料の配布等だけでなくロールプレイング研修や外部有識者による研修を取り入れる等、県教育委員会の現在の取組は多岐にわたっている。
- 不祥事を起こす兆候を発見するのは難しいが、周囲の職員が異変を感じた際に報告しやすい職場環境を整える必要がある。
- 日々SNSが進化する中、SNS等から始まる1対1でのやりとりが大きな課題であり、教員に1対1でのやりとりが禁止である理由等を深く理解させることが重要である。
- 人権意識を磨くこと、理想の教員像を自覚させることが不祥事防止につながる。
- 生命の安全教育などを通して、性行為の同意に係る児童・生徒の正しい理解の促進等も必要である。

3 モデル校での不祥事防止策の試行

(1) 概要

新たな不祥事防止策について、複数校で試行的に実施し、有効性や課題等の検証を行った。

(2) 実施内容

ア 電子キーボックスの導入

空き教室等での不祥事を防止するため、鍵の管理方法を強化し、ICカード等で開閉を行い、その履歴を記録・確認できる電子キーボックスを試行導入し、有識者からも意見聴取を行った。

<取組結果>

電子キーボックスのみでは不祥事防止の抑止効果は低く、職員間での相互チェックの意識を高めるなどのソフト面での対応が必要。

イ 年代別の不祥事防止研修の企画

性暴力等防止研修は若手教職員、セクハラ防止研修はベテラン教職員など、不祥事の発生率が高い年代の教職員が自ら研修の企画・講師を行う取組を実施した。

<取組結果>

講師、受講者の双方において、啓発効果は高いが、研修企画担当教職員の負担を低減する工夫が必要。

ウ 行動経済学の知見を活用した啓発資料の作成

同僚職員等の不審な行為を見かけた際の速やかな相談・報告を促す啓発資料を、行動経済学（ナッジ）の知見も活用して作成し、職員に配布した。

<取組結果>

管理職等への速やかな相談・報告の意識が高まる事例等を具体的に示すことで印象に残る資料となったが、アンケートの中で、改善点等の意見が複数、示された。

4 その他の取組

(1) 研修等の実施

性暴力等被害が発生した際の初動対応力を向上するための、映像資料等を活用したロールプレイング型研修を実施した。

(2) 神奈川県教育職員免許状再授与審査会の設置

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、同法施行後に児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者が免許状の再授与申請を行う場合、改善更生の状況等により再び免許状を授与するのが適当か審査する審査会を設置した。

5 今後の取組

効果検証やモデル校での取組結果を踏まえて、検討を進め、来年度以降、不祥事防止の取組を更に推進していく。

IV 新まなびや計画の取組状況等について

1 新まなびや計画の概要

(1) 概要と整備スケジュール

項目	第1期 (H28～R1)	第2期 (R2～5)	第3期 (R6～9)
耐震対策 (小規模補強工事等)	校舎棟等		体育館等
老朽化対策	緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善	便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備	使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進	校舎等の新・増改築、改修		
特別支援学校 施設整備	新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2) 整備事業費

平成28年度～令和9年度の12年間で1,500億円程度

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2 令和6年度までの取組状況と今後の見込み

(1) 耐震対策

対象となる小規模補強が必要な校舎等209棟について、令和6年度までに180棟の耐震対策が完了（進捗率：86.1% ※校舎棟は完了）

令和7年度以降は、残る体育館等29棟中、県立高校改革に基づく統廃合が予定されている校舎等を除いた25棟について、引き続き耐震対策を実施

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R7	合計	進捗率
			R5 まで	R6	計	進捗率			
高等学校	197	着手(注)	188	4	192	97%	1	193	98%
		完成	150	18	168	85%	17	185	94%
特別支援学校	12	着手(注)	12	-	12	100%	-	12	100%
		完成	12	-	12	100%	-	12	100%
計	209	着手(注)	200	4	204	98%	1	205	98%
		完成	162	18	180	86%	17	197	94%

(注) 耐震化工事実施に向け、既に設計業務（仮設校舎含む）に取り組んでいるもの

【耐震化率(R6年度末見込)】 高等学校97.7% 特別支援学校 100%

(2) 老朽化対策

ア 緊急に対応が必要な校舎等の老朽化対策

平成28年度及び平成29年度、令和4年度に98校で実施

イ 耐震対策と併せた老朽化対策

令和6年度までに147棟完了、令和7年度は14棟完了予定

ウ 耐震対策の対象とならなかった校舎等の長寿命化対策

建築後40年以上かつこれまで大規模な改修履歴のない約250棟について、新まなびや計画第3期（R6～R9）の4年間に渡って、毎年度、計画的に老朽化対策を実施

(3) トイレ環境改善

対象380棟のトイレについて、令和6年度までに380棟が整備完了

(進捗率：100%)

校種	対象(棟)	内容	実績			
			R5 まで	R6	計	進捗率
高等学校(注)	302	完成	301	1	302	100%
特別支援学校	78	完成	78	0	78	100%
計	380	完成	379	1	380	100%

(注) 中等教育学校を含む。

(4) 空調設備整備

対象553室の特別教室及び体育館について、令和6年度までに551室が整備完了(進捗率：99%)

残る2室についても令和7年度中に整備完了予定(工事着手済み)

校種	区分	対象(室)	内容	実績				見込 R7	合計	進捗率
				R5 まで	R6	計	進捗率			
高等学校(注)	特別教室	487	完成	408	77	485	99%	2	487	100%
特別支援学校	体育館	18	完成	12	6	18	100%	0	18	100%
	特別教室	48	完成	19	29	48	100%	0	48	100%
計		553	完成	439	112	551	99%	2	553	100%

(注) 中等教育学校を含む。

- (5) 高校改革推進
県立高校改革に基づく施設整備について、令和6年度までに6棟の新築工事が完了
- (6) 特別支援学校施設整備
令和3年度までに新校1校と校舎棟2棟の新築工事及び改修による1校の給食施設整備が完了
- 3 令和7年度の主な取組（令和7年度当初予算額14,683,388千円）
- (1) 耐震・老朽化対策（13,459,117千円）
- 【調査・設計】平塚工科高等学校など3校
 - 【耐震・老朽化対策工事】麻溝台高等学校など16校（18棟）
 - 【建替工事】向の岡工業高等学校1校（3棟）
 - 【除却工事】横浜緑ヶ丘高等学校1校
 - 【長寿命化対策】二宮高等学校など84校
 - 【仮設対応】市ヶ尾高等学校1校
- (2) 高校改革推進（1,224,271千円）
- 【基本設計】平塚農商高等学校1校
- 4 県立高校体育館の空調設備整備（新まなびや計画以外の施設整備）
- 県立高校の既存体育館は、構造上の課題などから、これまで空調設備を設置していないが、近年の災害級ともいえる猛暑が続く中、生徒の健康を守るとともに、災害時の避難対策の充実を図るため、空調設備の整備を進める。
- 令和7年度は、市町村の指定避難所になっている既存体育館3校に、空調設備を整備するための設計を実施する。
- ・県立学校体育施設空調設備工事設計費（57,200千円）

V 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定案について

1 改定の趣旨

県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を令和6年度中に改定し、子どもたちへのよりよい教育を実現していく。

2 これまでの経過

令和6年3月	若手教員プロジェクトチームから提言
4月以降	市町村教育委員会及び県立学校長等と適宜協議
12月10日	文教常任委員会に改定素案を報告
令和7年1月20日	県立学校長会議全体会に改定案を報告
2月10日	県・市町村教育委員会教育長会議に改定案を報告 神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会において 改定案を協議

3 素案からの主な変更点

- 長時間勤務の是正の目標に、年360時間超の教員の割合0%を追加
- 県・市町村教育委員会の重点取組を記載

4 改定案の概要

(1) 指針の性格等

ア 指針の性格

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示す。

イ 対象期間

令和11年度までの概ね5年とする。ただし、令和7年度から9年度までの3年間は「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指す。

(2) 目標

ア 長時間勤務の是正

- (ア) 時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0%
- (イ) 時間外在校等時間 年360時間超の教員の割合 0%

イ ウェルビーイングの向上

- (ア) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

(イ) 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

(3) 目標達成に向けた取組（主要な柱）

- ア 教員が本来業務に注力できる環境づくり
- イ 働き方改革の実効性を高める環境づくり
- ウ 働きやすい職場環境づくり
- エ 教員がいきいきと活躍できる環境づくり

(4) 県・市町村教育委員会の重点取組

- ア 業務の削減・見直し
- イ 校務D Xの加速化
- ウ 組織的な支援体制の充実
- エ P D C Aサイクルの構築

5 県教育委員会が行う具体的な取組 参考

(1) 県・市町村立学校向けの取組

- ア 働き方改革加速化宣言
- イ 教員の意見を聞く仕組みの構築
- ウ メンタルヘルス対策の充実

(2) 市町村立学校向けの取組

- ア 働き方改革加速化補助金の創設
- イ 市町村立学校の教科担任制の推進等
- ウ 中学校における部活動の地域移行・地域連携の推進

(3) 県立学校向けの取組

- ア 県立学校勤務時間管理システムの改修
- イ 校務D Xの加速化
- ウ I C T支援の充実
- エ 通話録音機能／自動音声応答機能付き電話の導入
- オ 学校問題の解決に向けた支援窓口の設置
- カ オフィス環境の改善

6 今後の予定

令和7年3月 教育委員会で協議し、指針を改定

VI インクルーシブ教育の推進について

1 令和6年度の主な取組

(1) 義務教育段階

校内支援体制整備事業

- ・ 政令市を除く全ての市町村の小学校を各1校（計30校）指定し、教育相談コーディネーター（教員）を中心とする校内支援体制を整備
- ・ コーディネーターの負担軽減等を図るため、非常勤講師を配置
- ・ 指定校における成果を収集し、各市町村教育委員会と共有

(2) 高等学校段階

インクルーシブ教育実践推進校

- ・ 茅ヶ崎高等学校など18校を指定し、知的障がいのある生徒を対象とした特別募集を実施。また教職員を増員配置し、校内支援体制を整備
- ・ 令和6年度から新たに指定した保土ヶ谷高等学校など4校で、リソースルーム等の設備を整備

(3) その他

県民の理解・啓発を図るため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催（2回）

2 令和7年度を取組

校内支援体制整備事業やインクルーシブ教育実践推進校の取組を継続するとともに、インクルーシブ教育推進フォーラムを引き続き開催する。

3 フルインクルーシブ教育推進市町村の取組

(1) 令和6年度の主な取組

- ・ フルインクルーシブ教育推進市町村に指定した海老名市と連携し、推進会議を3回開催するとともに、調査部会を設置し、取組方策等について検討
- ・ 市民、教職員、障がい者団体等との対話や、メタバースを活用したタウンミーティングの開催など、啓発・意見交換を実施

(2) 令和7年度を取組

- ・ 引き続き、県民等との対話を実施し、機運を醸成

Ⅶ 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置計画（案）について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、令和4年10月に策定した「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」に基づき、令和8年度に再編・統合及び学科改編を行う対象校について設置基本計画案を作成し、令和6年第3回県議会定例会文教常任委員会にて報告した。この設置基本計画案を基にさらに検討を重ね、設置計画（案）を作成した。

(2) 設置計画（案）について

設置基本計画案を基に、次の下線部の内容を追記するとともに、教育課程を中心に記載内容の追記等を行った。

主な内容

- ・ 実施年度
- ・ 設置形態（新校の課程・学科、日課表等）
- ・ 設置の目的、基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- ・ 教育課程等（特徴的な教育内容等）

2 設置計画（案）の概要

(1) 対象校

田奈高等学校・麻生総合高等学校
小田原城北工業高等学校・大井高等学校
神奈川工業高等学校（定時制）
神奈川総合産業高等学校（定時制）

(2) 特徴的な教育内容

【田奈高等学校・麻生総合高等学校】

- ・ 総合学科（クリエイティブスクール）として、生徒が主体的に進路を開拓することができるよう、「産業社会と人間」を中心にキャリア教育を実践するとともに、多様な系列選択科目を設置し、生徒の新たな可能性との出会いをめざした学習機会を確保する。また、「教養Ⅰ～Ⅲ」を設置し、義務教育段階での学習の確実な定着及び高等学校における学習内容の基礎固めのため、体系的・系統的な教育活動を展開する。

【小田原城北工業高等学校・大井高等学校】

- ・ 普通科（クリエイティブスクール）においては、学科併置の特色をいかし、「工業技術基礎」等を設置し、幅広い教育活動を展開するとともに、「数学Ⅰ」等で少人数授業や学習内容の習熟の程度に応じた授業を展開し、義務教育段階での学習の確実な定着をめざす。
- ・ 専門学科（工業）においては、学科併置の特色をいかし、共通教科・科目で学習内容の習熟の程度に応じた授業を展開するとともに、「総合的な探究の時間」等では、普通科で実施している福祉の視点を取り入れ、他者と協働しながら課題を解決する力を育む。

【神奈川工業高等学校（定時制）】

- ・ 普通科においては、学科併置の特色をいかし、「工業技術基礎」等を設置し、幅広い教育活動を展開するとともに、「国語基礎Ⅰ」等の学び直し科目を設置し、少人数授業や学習内容の習熟の程度に応じた授業を展開する。また、外国につながるのがある生徒を対象とした「日本語A」等を設置し、高等学校の学習に円滑に取り組むための資質・能力を養う。
- ・ 専門学科（工業）においては、各専門分野の専門性の向上を図る教育に重点を置き、産業界の求める人材の育成をめざす。また、外国につながるのがある生徒を対象とした「日本語A」等を設置する。

【神奈川総合産業高等学校（定時制）】

- ・ 単位制普通科として、基礎及び発展的科目を設置するとともに、「ニュースを読む」等の特色ある科目を設置し、幅広い教育活動を展開する。また、「学びなおす国語」等の学び直し科目を設置し、少人数授業や学習内容の習熟の程度に応じた授業を展開するとともに、外国につながるのがある生徒を対象とした「日本語Ⅰ」等を設置し、高等学校の学習に円滑に取り組むための資質・能力を養う。

3 今後の予定

令和7年3月 教育委員会に設置計画（案）を付議

6月 再編・統合に伴う設置条例の改正を第2回県議会定例会に提案

11月 諸規程の改正

令和8年4月 新しい学校及び学科として教育活動を開始

VIII 特別支援教育の推進について

「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児支援のための環境整備を進める。また、卒業後の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの障がいの状態等に応じて、必要な支援を行うために情報機器等の整備を進める。

1 県立特別支援学校の新校等整備

(1) 横浜東部方面特別支援学校の整備

旧菅田小学校跡地（横浜市神奈川区菅田町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門）を新設するため、基本設計を行う。

(2) 川崎南部方面特別支援学校の整備

旧河原町小学校跡地（川崎市幸区河原町）に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、基本・実施設計を行う。

(3) 湘南方面特別支援学校の整備

総合教育センター旧亀井野庁舎（藤沢市亀井野）を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、実施設計及び整備工事を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
横浜	←→ 測量調査		←→ 調査設計	←→ 基本設計	←→ 実施設計		←→ 新築工事	→○ 設置予定	◎4月開校予定
川崎	←→ 調査設計	←→ 基本・実施設計		←→	←→ 新築工事	→○ 設置予定	◎4月開校予定		
湘南	←→ 基本設計	←→ 実施設計		←→ 増改築工事		◎4月開校予定			

(4) その他

保土ヶ谷支援学校（横浜市保土ヶ谷区権太坂）の高等部知的障害教育部門における生徒数の増加を見据え、プレハブ校舎の新設などを行う。

2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援のための環境整備

(1) 看護師の適正配置

医療的ケアの必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を増員配置する（74人 ⇒ 79人）。

(2) 医療的ケア児の通学支援

スクールバスに乗車できない医療的ケア児の通学について、福祉車両等を活用した支援を実施する（80人）。

3 県立特別支援学校における情報機器等の整備

(1) 小・中学部の情報機器の更新等

1人1台端末環境の確保のため、公立学校情報機器整備基金積立金を活用し、小・中学部の情報機器の更新等を行うとともに、タブレット端末を新規配備する。

(2) 高等部新1年生の1人1台端末の整備

就学奨励費を活用し、高等部新1年生の1人1台端末を整備する。

(3) 電子黒板の整備

1人1台端末を活用した教育活動の充実を図るため、電子黒板を整備する。

IX 民俗芸能記録保存調査について

1 概要

○ 地域の貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録することにより、県内の民俗芸能の保存・継承の基礎資料とするとともに、当該芸能の特色を明らかにすることで、神奈川の歴史や文化に対する関心を高め、県民の郷土に対する愛着を育むため、平成30年度から「民俗芸能記録保存調査」を実施している。

○ 令和3年度に「鹿島踊（かしまおどり）※1」の調査を完了し、令和4年度から3年間かけ、「飴屋踊り、万作踊り（あめやおどり、まんさくおどり）」の調査を行ってきた。

※1 「鹿島踊」とは、神奈川県小田原市から静岡県東伊豆町にかけて相模湾沿岸部に20箇所ほど伝わる民俗芸能で、多くが黄金柄杓（こがねびしゃく）などと呼ばれる特別な採り物を中心に、白丁（はくちょう）姿の青年が長柄の幣（へい）を持って踊る。

○ 調査は、学識経験者で構成する「企画調整委員会」による指導・助言のもと、民俗芸能等に精通する者等による「現地調査委員会」が実施。文献調査によって基礎的な情報や先行調査の収集を行うほか、現地での聞き取りや祭礼等における演技の取材などの調査を行い、当該芸能の詳細（由来、伝承組織、演目、衣装、音楽等）を記録した。
調査結果は報告書にまとめ、県ホームページで公表する。

2 令和4年度～6年度の調査

(1) 「飴屋踊り、万作踊り」について

「飴屋踊り、万作踊り」は、飴売りが伝えたという由来を持ち、手踊りと段物（だんもの）で構成されている。地域によって「粉屋踊り」とも呼ばれる。



手踊り「子守」（長井町飴屋踊り）



段物「五段目」（菊名の飴屋踊り）

(2) 調査対象

現在、県内で伝承している菊名の飴屋踊り（三浦市）ほか3箇所、及び休止となっている12箇所について、調査を実施した。

(3) 報告書概要

現地での聞き取り調査や、文献調査、残された写真やテープ類等の調査により、現行事例や伝承の状況を章立てにして報告する。

併せて衣装類の調査結果や台本、古写真等の画像資料なども掲載する（詳細は参考資料8のとおり）。

3 今後の調査について

○ 令和7年度からの調査

「企画調整委員会」の指導・助言及び、伝承者や後継者の状況、保存団体間での連携の状況、緊急性等を勘案し、「一人立ち三匹獅子舞（ひとりだちさんびきししまい）※2」を調査対象とする。

※2 「一人立ち三匹獅子舞」は、関東地方を中心とした東日本に多く伝承されており、獅子頭を被った踊り手3名が胸に太鼓を掛けて踊る。



鳥屋の獅子舞（相模原市）



小向の獅子舞（川崎市）